

○評価の概要

1. 指定管理者の指定期間及び評価委員会

指定期間	指定管理者	評価の対象	評価委員会の任期
【第1期】 平成29年4月1日～ 令和4年3月31日 (5年間)	TRC・野村 不動産パート ナーズ共同企 業体	● 平成29年度実績 ● 平成30年度計画	平成29年度～令和元年度 (任期：平成29年8月10日 ～令和元年8月9日)
		● 平成30年度実績 ● 令和元年度計画	
		● 令和元年度実績 ● 令和2年度計画	令和2年度～令和3年度 (任期：令和2年4月30日 ～令和4年3月31日)
		● 令和2年度実績 ● 令和3年度計画	
【第2期】 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年間)	TRC・野村 不動産パート ナーズ共同企 業体	● 令和3年度実績	令和4年度～令和5年度 (任期：令和4年4月30日 ～令和6年3月31日)
		● 令和4年度実績 ● 令和5年度計画	

2. 令和4年度評価委員会スケジュール

今年度評価委員会 (予定)	時期	内容
第1回	5月10日(火)	船橋市図書館及び指定管理者評価の概要等について
第2回	8月下旬	令和3年度実績(第1期指定管理者5年目)の評価
第3回	9月下旬	
第4回	1月頃	第2期指定管理者の評価項目作成
第5回	2月頃	

3. 評価対象施設

評価対象施設
船橋市中央図書館
船橋市東図書館
船橋市北図書館

※各館は所管する公民館等図書室の図書館資料収集・管理も行う

4. 評価記号と評価基準

評価記号	評価基準
A	要求水準・提案水準を上回る
B	要求水準・提案水準と同等である
C	要求水準・提案水準を下回るが、速やかな改善が見込める
D	要求水準・提案水準を下回り、抜本的な見直しが必要である
段階外	今年度は要求・提案上の取組事項がない、または行えないことにつき正当な理由があるため、評価は見送る

要求水準：基本協定、年次協定、仕様書等で求める水準

提案水準：事業計画書等で提案された水準

※要求水準を提案水準が上回る場合、提案水準をもって評価する

5. 評価の考え方と記し方

- ① 記述欄には具体的にどのような要因からその評価が導かれたかの説明や、今後改善を要する事項を記すこと。館毎に状況が異なり、それぞれに特記の必要がある場合はもれなく記すこと。
- ② 事業報告書に記載のある場合を除き、指定管理者は自らの評価の根拠となる資料を添付すること。
- ③ 船橋市の支援や環境整備が欠けていること、意思決定が遅れたことによる支障が認められる場合は記述欄にその旨を明記すること。また、これらを減点要因とはしないこと。
- ④ 評価は指定管理者、所管課、評価委員会の三者で独立した視点で行うこと。所管課は指定管理者の評価の適切性、評価委員会は指定管理者と所管課の評価の適切性も含めて評価を行うこと。